

平成26年6月16日

第5回倉吉市議会定例会議案

倉吉市

平成26年 6月第5回 倉吉市議会定例会会期

6月16日（月曜日）	本 会 議
6月17日（火曜日）	本 会 議
6月18日（水曜日）	本 会 議
6月19日（木曜日）	本 会 議
6月20日（金曜日）	予 備 日
6月21日（土曜日）	休 会
6月22日（日曜日）	休 会
6月23日（月曜日）	本 会 議
6月24日（火曜日）	予 備 日
6月25日（水曜日）	委 員 会
6月26日（木曜日）	委 員 会
6月27日（金曜日）	議 事 整 理 日
6月28日（土曜日）	休 会
6月29日（日曜日）	休 会
6月30日（月曜日）	本 会 議

報 告

平成26年6月第5回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成26年 6月16日

倉吉市議会議長 由 田 隆

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	平 田 義 人
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	池 田 将 登	教 育 委 員 会 事 務 局 長	涌 嶋 祐 二
企画振興部長	片 山 暢 博	総務部総務課長	山 中 敏 幸
福祉保健部長	塚 根 智 子		
産業環境部長	岩 本 善 文		
建 設 部 長	長 井 貴 徳		

目 次

報告第 4 号	平成25年度倉吉市繰越明許費繰越計算書について……………	1
議案第47号	平成26年度倉吉市一般会計補正予算(第2号)……………	別冊
議案第48号	倉吉市税条例等の一部改正について……………	4
議案第49号	倉吉市景観条例の一部改正について……………	17
議案第50号	倉吉市立学校施設使用条例の一部改正について……………	19
議案第51号	倉吉市青少年問題対策協議会等条例の制定について……………	22
議案第52号	倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について……………	26
議案第53号	工事請負契約の締結について(西中学校特別教室棟耐震補強(建築主体) 工事)……………	30
議案第54号	財産の取得について……………	31
請願第 2号	さらなる年金削減の中止を求める意見書提出について……………	請1
請願第 3号	介護・医療総合確保法案の撤回を求める意見書提出について……………	請3
陳情第 3号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について……………	陳5
陳情第 4号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出について……………	陳7

報告第4号

平成25年度倉吉市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり平成25年度倉吉市繰越明許費繰越計算書を本市議会に報告する。

平成26年6月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

平成25年度倉吉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既 特定財源 収入	左の財源内訳						一般財源
						国庫支出金	県支出金	未収入特定財源	債分・負担金	諸 収入	一	
3	民生費	2児童福祉費	20,149,000	19,917,360		433,000		2,500,000				16,984,360
6	農林水産業費	1農業費	103,000	102,021								102,021
6	農林水産業費	1農業費	14,080,000	14,047,170				12,200,000	1,200,000			647,170
6	農林水産業費	1農業費	4,250,000	4,011,441				1,400,000	2,246,407			365,034
6	農林水産業費	2林業費	7,500,000	7,412,588				6,500,000				912,588
8	土木費	1土木管理費	39,456,000	39,456,000		20,977,000	11,803,000					6,676,000
8	土木費	2道路橋梁費	1,500,000	1,500,000				1,200,000				300,000
8	土木費	2道路橋梁費	97,440,000	90,148,548		54,062,729		32,300,000				3,785,819
8	土木費	2道路橋梁費	31,852,000	31,852,000				31,700,000				152,000
8	土木費	2道路橋梁費	76,750,000	76,750,000		45,000,000		16,800,000				14,950,000
8	土木費	3河川費	7,500,000	7,177,131				5,200,000	1,794,282			182,849
8	土木費	3河川費	3,800,000	3,800,000			1,710,000	1,600,000	380,000			110,000
8	土木費	5住宅費	60,409,000	60,406,680		30,203,000		30,100,000				103,680
9	消防費	1消防費	6,000,000	6,000,000				5,900,000				100,000
10	教育費	2小学校費	345,883,000	345,883,000		133,757,000		211,800,000				326,000
10	教育費	3中学校費	503,068,000	503,068,000		201,363,000		295,400,000				6,305,000
11	災害復旧費	1農林水産業施設災害復旧費	18,742,000	18,601,400			13,517,703	1,600,000	68,932			3,414,765
11	災害復旧費	1農林水産業施設災害復旧費	6,594,000	5,523,200				3,600,000	1,226,024			697,176
11	災害復旧費	2公共土木施設災害復旧費	13,713,000	11,881,000		5,204,439		2,300,000				4,376,561
11	災害復旧費	2公共土木施設災害復旧費	29,748,000	24,509,975				18,700,000				5,809,975
計			1,288,537,000	1,272,047,514		491,000,168	27,030,703	680,800,000	6,915,645			66,300,998

平成25年度倉吉市繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既 特定財源	収入	左の財源内訳				一般財源	
							国庫支出金	県支出金	未収入金	未収入特定財源		債分・負担金
1	下水道費	汚水補助事業	122,200,000	118,200,000	6,000,000	6,000,000	58,000,000	54,200,000				
1	下水道費	流域下水道事業	24,934,000	12,277,644		177,644		12,100,000				
1	下水道費	特定環境保全公共下水道流域下水道事業	2,582,000	1,271,260		171,260		1,100,000				
	計		149,716,000	131,748,904	6,348,904	6,348,904	58,000,000	67,400,000				

議案第48号

倉吉市税条例等の一部改正について

次のとおり倉吉市税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年6月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市税条例等の一部を改正する条例

(倉吉市税条例の一部改正)

第1条 倉吉市税条例(昭和29年倉吉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた表を加える。

改正後	改正前
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第33条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第37条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 略</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第36条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第33条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第37条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 略</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第36条の4 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p>

第51条 略

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3及び4 略

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第55条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 略

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第55条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 略

第59条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10

第51条 略

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地以外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3及び4 略

5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項及び第55条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 略

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第55条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて加算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 略

第59条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10

号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第61条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第88条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第61条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第88条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 1,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの、又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円

三輪のもの 年額 3,100円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第37条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第37条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第37条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第37条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第16条 削除

条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則

第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

第21条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) 略

第22条 削除

第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) 略

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法

第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第39条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第39条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の

規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことよってその居住の用に供することができなくなった

所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第39条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第39条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

<p>(個人の市民税の税率の特例等) 第23条 略</p>	<p>律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等) 第24条 略</p>
-----------------------------------	--

(倉吉市税条例及び倉吉市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正)
第2条 倉吉市税条例及び倉吉市入湯税条例の一部を改正する条例(平成25年倉吉市条例第26号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第1条中倉吉市税条例附則第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正<u>（附則第20条の4第5項第3号の改正中「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）</u>並びに第2条中倉吉市税条例附則第7条の4の改正並びに附則第3条第7項の規定 平成29年1月1日</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第1条中倉吉市税条例附則第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正並びに第2条中倉吉市税条例附則第7条の4の改正並びに附則第3条第7項の規定 平成29年1月1日</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中倉吉市税条例附則第4条の2、第19条の3第2項、第22条の改正、第22条の2及び第23条を削る改正並びに附則第24条を附則第23条とする改正並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (2) 第1条中倉吉市税条例第88条の改正並びに附則第3条及び第5条（第1条の規定による改正後の倉吉市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (3) 第1条中倉吉市税条例第35条第5項及び附則第21条の2の改正 平成28年1月1日
- (4) 第1条中倉吉市税条例第24条、第51条、第55条第1項及び附則第16条の改正並びに次条第4項、附則第4条及び第5条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中倉吉市税条例附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正並びに次条第5項及び第6項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中倉吉市税条例第59条及び第61条の改正 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第36条の4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 第1項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第88条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度以前の年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第88条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
附則第16条	第88条の規定	倉吉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年倉吉市条例第 号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条の規定	
	第88条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア	

	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第49号

倉吉市景観条例の一部改正について

次のとおり倉吉市景観条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年6月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市景観条例の一部を改正する条例

倉吉市景観条例（平成19年倉吉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中の号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目を削る。

改正後	改正前
<p>（届出及び勧告等の適用除外）</p> <p>第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1） 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの ア～オ 略</p> <p><u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略</p> <p>（2）～（8） 略</p>	<p>（届出及び勧告等の適用除外）</p> <p>第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1） 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの ア～オ 略 <u>カ</u> <u>風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）第2条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条第2項後段の協議に係る行為</u></p> <p><u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略 <u>ケ</u> 略</p> <p>（2）～（8） 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

倉吉市立学校施設使用条例の一部改正について

次のとおり倉吉市立学校施設使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年6月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

倉吉市立学校施設使用条例（平成3年倉吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改正後			改正前																																			
<p>(使用料)</p> <p>第7条 学校施設及び附属設備の使用については、<u>別表</u>に定める額を使用料として徴収する。</p> <p><u>別表（第7条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校施設 使用料 (4時間 につき)</th> <th>附属設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場及び武道館</td> <td>430円</td> <td>1 電灯（既設設備使用） 1時間につき 320円 2 照明（映画を含む。） 1時間につき 320円</td> </tr> <tr> <td>教室 (1室 につき)</td> <td>320円</td> <td>冷暖房機 1時間につき 100円</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>430円</td> <td>照明 (1) 全灯 30分につき 1,940円 (2) 半灯 30分につき 970円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 1 学校施設の使用時間が4時間未満であるとき又は使用時間に4時間未満の端数を生じたときは、4時間として計算する。 2 附属設備の使用時間が1時間未満若しくは30分未満であるとき又は使用時間に1時間未満若しくは30分未満の端数を生じたときは、それぞれ1時間又は30分として計算する。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	学校施設 使用料 (4時間 につき)	附属設備使用料	屋内運動場及び武道館	430円	1 電灯（既設設備使用） 1時間につき 320円 2 照明（映画を含む。） 1時間につき 320円	教室 (1室 につき)	320円	冷暖房機 1時間につき 100円	屋外運動場	430円	照明 (1) 全灯 30分につき 1,940円 (2) 半灯 30分につき 970円	備考 1 学校施設の使用時間が4時間未満であるとき又は使用時間に4時間未満の端数を生じたときは、4時間として計算する。 2 附属設備の使用時間が1時間未満若しくは30分未満であるとき又は使用時間に1時間未満若しくは30分未満の端数を生じたときは、それぞれ1時間又は30分として計算する。			<p>(使用料)</p> <p>第7条 学校施設の使用については、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める額を使用料として徴収する。</p> <p><u>別表第1（第7条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (4時間 につき)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場及び武道館</td> <td>430円</td> <td>屋内運動場及び武道館の電灯又は照明を使用した場合は、使用料に次の額を加算する。</td> </tr> <tr> <td>教室 (1室 につき)</td> <td>320円</td> <td>1 電灯料（既設設備使用） 1時間につき 320円</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>430円</td> <td>2 照明料（映画を含む。） 1時間につき 320円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2（第7条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外運動場照明施設</td> <td>午後6時～午後9時30分</td> <td>全灯 30分当たり 1,940円 半灯 30分当たり 970円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	使用料 (4時間 につき)	備考	屋内運動場及び武道館	430円	屋内運動場及び武道館の電灯又は照明を使用した場合は、使用料に次の額を加算する。	教室 (1室 につき)	320円	1 電灯料（既設設備使用） 1時間につき 320円	屋外運動場	430円	2 照明料（映画を含む。） 1時間につき 320円	区分	使用時間	使用料	屋外運動場照明施設	午後6時～午後9時30分	全灯 30分当たり 1,940円 半灯 30分当たり 970円
区分	学校施設 使用料 (4時間 につき)	附属設備使用料																																				
屋内運動場及び武道館	430円	1 電灯（既設設備使用） 1時間につき 320円 2 照明（映画を含む。） 1時間につき 320円																																				
教室 (1室 につき)	320円	冷暖房機 1時間につき 100円																																				
屋外運動場	430円	照明 (1) 全灯 30分につき 1,940円 (2) 半灯 30分につき 970円																																				
備考 1 学校施設の使用時間が4時間未満であるとき又は使用時間に4時間未満の端数を生じたときは、4時間として計算する。 2 附属設備の使用時間が1時間未満若しくは30分未満であるとき又は使用時間に1時間未満若しくは30分未満の端数を生じたときは、それぞれ1時間又は30分として計算する。																																						
区分	使用料 (4時間 につき)	備考																																				
屋内運動場及び武道館	430円	屋内運動場及び武道館の電灯又は照明を使用した場合は、使用料に次の額を加算する。																																				
教室 (1室 につき)	320円	1 電灯料（既設設備使用） 1時間につき 320円																																				
屋外運動場	430円	2 照明料（映画を含む。） 1時間につき 320円																																				
区分	使用時間	使用料																																				
屋外運動場照明施設	午後6時～午後9時30分	全灯 30分当たり 1,940円 半灯 30分当たり 970円																																				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉吉市立学校施設使用条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第51号

倉吉市青少年問題対策協議会等条例の制定について

次のとおり倉吉市青少年問題対策協議会等条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年6月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市青少年問題対策協議会等条例

(趣旨)

第1条 この条例は、倉吉市青少年問題対策協議会その他の組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(青少年問題対策協議会の設置)

第2条 いじめその他青少年の問題について協議を行い、必要な事項を調査し、及び審議するため、倉吉市青少年問題対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関すること。
- (2) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条の基本理念にのっとり、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関すること。
- (3) その他青少年の問題に関すること。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査し、及び審議する。

- (1) 法第28条第1項の調査に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年育成に関わる者
- (3) 関係行政機関の長又は職員
- (4) 市立小学校及び市立中学校の長

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第9条 会長及び委員は、第3条第2項の規定による調査に当たり、直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(いじめ問題検証委員会の設置)

第11条 法第30条第2項の規定に基づき、倉吉市いじめ問題検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第12条 検証委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の調査の結果について調査する。

(組織等)

第13条 検証委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第14条 検証委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 検証委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検証委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検証委員会の会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(準用)

第16条 第8条の規定は、検証委員会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第17条 検証委員会の庶務は、企画振興部において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、協議会又は検証委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会又は検証委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(倉吉市青少年問題協議会設置条例の廃止)

2 倉吉市青少年問題協議会設置条例(昭和29年倉吉市条例第24号)は、廃止する。

(任期の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される協議会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該任命又は委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

議案第52号

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年6月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（昭和29年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項の規定に基づき、消防団員の任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防団員の資格及び任用)</p> <p>第2条 <u>消防団員</u>は、次に掲げる資格を有する者のうちから、消防団長（以下「団長」という。）が市長の承認を得て任用する。 (1)及び(2) 略</p> <p>(団長等の任命)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>分団長及び副分団長は、消防団員（第10条の2第1項の規定により任用された者及び同条第2項の規定により任期を更新された者を除く。次項において同じ。）のうちから消防団員の互選又は推薦された者を、市長の承認を得て団長が任命する。</u></p> <p>4 部長及び班長は、<u>消防団員</u>のうちから分団長の推薦による者を、市長の承認を得て団長が任命する。</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>消防団員</u>となることができない。 (1)～(4) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>消防団員</u>が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。 (1)及び(2) 略 (3) 前2号に規定する場合のほか、<u>消防団員</u>に必要な適格性を欠く場合 (4) 略</p> <p>2 <u>消防団員</u>は、市外に転住したときは、その身分を失う。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項の規定に基づき、<u>消防団員</u>（以下「<u>団員</u>」という。）の任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>団員</u>の資格及び任用)</p> <p>第2条 <u>団員</u>は、次に掲げる資格を有する者のうちから、消防団長（以下「団長」という。）が市長の承認を得て任用する。 (1)及び(2) 略</p> <p>(団長等の任命)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 分団長及び副分団長は、<u>団員の互選又は推薦された者を、市長の承認を得て団長が任命する。</u></p> <p>4 部長及び班長は、<u>団員</u>のうちから分団長の推薦による者を、市長の承認を得て団長が任命する。</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>団員</u>となることができない。 (1)～(4) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>団員</u>が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。 (1)及び(2) 略 (3) 前2号に規定する場合のほか、<u>団員</u>に必要な適格性を欠く場合 (4) 略</p> <p>2 <u>団員</u>は、市外に転住したときは、その身分を失う。</p>

(懲戒)

第6条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 略

(退職等)

第8条 消防団員は、退職しようとするときは、あらかじめ団長の許可を受けなければならない。

2 団長は、消防団員の数に変動が生じた場合は、これを市長に報告しなければならない。

(定年による退職)

第9条 消防団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年)

第10条 消防団員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職者等の任用)

第10条の2 団長は、第9条の規定により退職した者又は任用しようとする年の4月1日現在において、年齢65年に達している者のうちから分団長の推薦があったものを、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で任期を定め、消防団員に任用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による任期の末日は、その者が年齢70年に達する日以後の最初の3月31日以前の日でなければならない。

(報酬)

第11条 消防団員には、次の階級の区分に応じた年額により報酬を支給する。

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額	略						

2 消防団員のうち機関員の報酬は、前項の年額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる額を加算する。

(1)及び(2) 略

3 前2項の報酬は、年度の中途において消防団員の身分、階級等に異動があった場合においては、月割りをもって支給する。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 略

(退職等)

第8条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ団長の許可を受けなければならない。

2 団長は、団員数に変動が生じた場合は、これを市長に報告しなければならない。

(定年による退職)

第9条 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年)

第10条 団員の定年は、年齢65年とする。

(報酬)

第11条 団員には、次の区分により報酬を支給する。

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額	略						

2 団員のうち機関員の報酬は、前項の年額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる額を加算する。

(1)及び(2) 略

3 前2項の報酬は、年度の中途において団員の身分、階級等に異動があった場合においては、月割りをもって支給する。

<p>(費用弁償)</p> <p>第12条 <u>消防団員</u>が次の各号に掲げる職務に従事したときは、それぞれ当該各号に定める額の費用を弁償する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の場合を除き<u>消防団員</u>が公務のため出張等をした場合においては、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)の例により、旅費を支給する。</p> <p>(サービス規律)</p> <p>第13条 <u>消防団員</u>は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第14条 <u>消防団員</u>が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。</p> <p>第15条 <u>消防団員</u>は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第16条 <u>消防団員</u>は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、出動に支障ない態勢にななければならない。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第12条 <u>団員</u>が次の各号に掲げる職務に従事したときは、それぞれ当該各号に定める額の費用を弁償する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の場合を除き<u>団員</u>が公務のため出張等をした場合においては、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)の例により、旅費を支給する。</p> <p>(サービス規律)</p> <p>第13条 <u>団員</u>は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第14条 <u>団員</u>が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。</p> <p>第15条 <u>団員</u>は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第16条 <u>団員</u>は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、出動に支障ない態勢にななければならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年6月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 契約の目的
西中学校耐震補強事業
- 2 工事名
西中学校特別教室棟耐震補強(建築主体)工事
- 3 工事場所
倉吉市西倉吉町
- 4 契約の相手方
鳥取県倉吉市上井265番地5
向井組・福井土建特定建設工事共同企業体
代表者 有限会社向井組 代表取締役 向井康英
- 5 契約金額
171,720,000円
- 6 工事の期限
平成27年1月31日
- 7 契約締結の方法
公募型指名競争入札による契約

議案第54号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年6月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 取得の目的

企業用地に供するため

2 財産の種類

土地

3 所在地

倉吉市谷字奥畑493番1	倉吉市谷字奥畑500番2
倉吉市谷字奥畑494番	倉吉市谷字奥畑500番3
倉吉市谷字奥畑494番1	倉吉市谷字奥畑500番4
倉吉市谷字奥畑495番1	倉吉市谷字奥畑501番1
倉吉市谷字奥畑495番5	倉吉市谷字奥畑501番2
倉吉市谷字奥畑495番6	倉吉市谷字奥畑502番2
倉吉市谷字奥畑496番1	倉吉市谷字郊家平605番3
倉吉市谷字奥畑497番1	倉吉市谷字郊家平605番6
倉吉市谷字奥畑497番2	倉吉市谷字郊家平605番7
倉吉市谷字奥畑498番	倉吉市谷字郊家平605番11
倉吉市谷字奥畑499番	倉吉市谷字奥田平606番1
倉吉市谷字奥畑499番1	倉吉市谷字奥田平607番1
倉吉市谷字奥畑499番3	倉吉市谷字奥田平607番2
倉吉市谷字奥畑499番4	倉吉市谷字奥田平609番1
倉吉市谷字奥畑500番1	倉吉市谷字玉ヶ平610番5

4 数量

17,966.30㎡

5 取得価額

56,275,000円

6 取得の相手方

倉吉市 個人 外13名

請願第 2 号

さらなる年金削減の中止を求める意見書提出について

- 1 提出者 全日本年金者組合鳥取県本部
中部支部長 平井 隆
- 2 紹介議員：佐藤 博英、朝日 等治
- 3 受理年月日 平成26年 4月16日

別紙のとおり請願書の提出があった。

平成26年 6月16日

倉吉市議会議長 由 田 隆

2014年4月16日

倉吉市 議会
議長 由田 隆 様

全日本年金者組合鳥取県本部

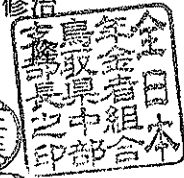
委員長 増田 修治

中部支部長 平井

紹介議員

佐藤 博 栗部

朝日 等 治



さらなる年金削減の中止を求める請願

<請願の趣旨>

年金削減を中止する意見書提出について

<請願の理由>

一昨年11月16日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立しました。

「特例水準の解消」を理由としていますが、これは2000年から2002年に消費者物価指数が下がった時に、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を下げずに据え置いたために、現在の年金水準が高いままになっているというものです。

しかし、灯油など生活必需品の値上げ、各種控除の縮小などによる増税、社会保険料のあいつぐ引き上げなどで高齢者の生活は厳しさを増しています。いま、10年以上も以前の理由で年金を引き下げるとは、高齢者の生活に甚大な影響を与えます。

昨年、12月に年金額の改定通知書が届いて以来、多数の受給者が行政不服審査請求を行い、その数は12万6千人を超えるに至りました。『物価が上がり、消費税が増税されるなかで、これ以上年金が削減されたら、生活が成り立たなくなる』という高齢者の怒りがうねりになって大きな数になりました。

年金の削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。地域経済にも大きな影響を及ぼします。安倍首相は、『経済の好循環』を経済政策の柱にしていますが、年金のさらなる削減は、それに逆行するものです。

さらに、2.5%削減に続いて、マクロ経済スライドの実施及び改悪による連続的な年金削減が計画されています。また、年金制度の改悪によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも地方自治法99条の規定に基づき意見書を提出していただくようお願いいたします。

以上

(連絡先) 〒682-0867 倉吉市越殿町 1558-8-A 平井 隆

請願第 3 号

介護・医療総合確保法案の撤回を求める意見書提出について

- 1 提出者 全日本年金者組合鳥取県本部
中部支部長 平井 隆
- 2 紹介議員：佐藤 博英
- 3 受理年月日 平成26年 5月27日

別紙のとおり請願書の提出があった。

平成26年 6月16日

倉吉市議会議長 由 田 隆

2014年5月 27日

倉吉市 議会

議長 由田 隆 様

全日本年金者組合

鳥取県本部委員長

増田修治

中部支部長

平井 隆

紹介議員 佐藤博幸



「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願

(請願の主旨)

- 1、安易な急性期医療ベットの削減と機械的な早期退院の強要をしないこと。
- 2、介護保険要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を保険給付から外さないこと。
- 3、介護保険サービスの自己負担を増やさないこと。
- 4、特別養護老人ホーム利用者を要介護3以上に限定しないこと。

(請願の理由)

政府は今国会に医療、介護に関わる表記の法案を提出して、早期成立を目指しています。

医療では、「地域医療ビジョン」を策定し、急性期医療のベット数削減、それに見合う患者の早期退院などを目指しています。また、同法案とは別に70~74歳の窓口負担増によって受診抑制による医療費増も懸念されます。

介護では、(1)要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を介護保険から外して市町村の地域支援事業に移し、生活支援はボランティアやNPOにゆだねる。

(2)一定以上所得者の2割へ自己負担を増やす。

(3)特別養護老人ホーム利用者を原則要介護3以上に限定する。

など、重大な問題が含まれています。

本来、介護・医療の「制度改正」は、国民や自治体への影響が大きく、各方面の意見を十分に聞いて、それぞれ慎重審議すべきものです。

慎重審議を求めるとともに請願の趣旨について採択し、意見書を関係各方面への送付下さるようお願いします。

(連絡先) 郵便番号 682-0867 倉吉市越殿町1558-8 平井 隆

電話番号 0858-22-4875

陳情第 3 号

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について

1 提出者 鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

2 受理年月日 平成26年 5月26日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成26年 6月16日

倉吉市議会議長 由 田 隆

倉吉市議会
議長 由田 隆 様

鳥取県労働組合総連合
議長 田中 勝
680-0811 鳥取市西品給 806
Tel 0857-21-3171 fax0857-21-3172

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情

【陳情の趣旨】

金融緩和や大型公共投資、円安・株高の影響もあり、輸出関連企業等の大企業の業績は好調です。安倍首相は、中小企業の業況改善や有効求人倍率の回復にも言及し、景気見通しは明るいとして、経済団体に「経済好循環の実現のためにも賃上げを」と要請、大企業の一部ではベースアップが実現しています。また、従来、低賃金が問題とされてきた外食、小売、運輸などの業種では人手不足が広がり、業界大手がパートやアルバイトの募集時給を引き上げ始めたとの報道もあります。

しかし、中小企業や非正規で働く多くの労働者の賃金は、今なお改善されていません。消費税増税と円安で物価が上昇する中、平均賃金は2000年より10%^{*1}も低下し、雇用労働者の35%は年収200万円未満^{*2}です。また、正規雇用は2007年から年々減少し、雇用労働者に占める非正規の割合は2013年平均で37%に達しています^{*3}。まともな賃金を得られる雇用機会は少なく、ワーキング・プアからの脱出は困難となれば、自助努力任せでは、消費の活性化は望めません。

だからこそ、最低賃金の引き上げが重要です。今の最低賃金は、最も高い東京でも時給869円、鳥取県では最も低い664円です。生活するには足りない上、大きな地域格差があるため、低賃金の地方から労働者が出て行ってしまいます。

中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を実施すると同時に、最低賃金を改善することは、有効な景気刺激策です。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからです。

「グローバル競争の中、最低賃金は上げられない」との意見もありますが、他の先進国は多くが最低賃金を1,000円以上とし、平均賃金も引き上げて内需を確保しています。ドイツも来年から時給8.5ユーロ（約1180円）の全国一律最低賃金制を導入しますし、アジア諸国でも、最低賃金の大幅引き上げや新設が盛んで、低賃金競争という発想は主流ではありません。低賃金労働に頼る経営と労働市場は、企業の成長力と地域経済の消費購買力を失わせ、社会を不安定にするのみなされているからです。

公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以上

*1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」時系列賃金指数より

*2 総務省統計局「労働力調査」詳細集計・2012年平均より

*3 総務省統計局「労働力調査」詳細集計・2012年平均ならびに2013年四半期平均より

陳情第 4 号

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

- 1 提出者 自治労鳥取県本部
執行委員長 本川 博孝 ほか1人
- 2 受理年月日 平成26年 5月26日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成26年 6月16日

倉吉市議会議長 由 田 隆

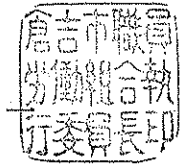
自治労鳥取発第203号
2014年5月26日

倉吉市議会議長 由田 隆 様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地
自治労鳥取県本部
執行委員長 本 川 博 孝



倉吉市葵町 722 番地
倉吉市職員労働組合
執行委員長 谷 本 洋



地方財政の充実・強化を求める陳情

〔陳情趣旨〕

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り対策を求めるための意見書を提出していただくよう陳情いたします。

〔陳情事項〕

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
3. 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
5. 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

[提出先]

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、